Ｋ８９５　会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）	1,530点
Ｋ８９６　会陰（腟壁）裂創縫合術（分娩時）	
1　筋層に及ぶもの	1,650点
2　肛門に及ぶもの	3,860点
3　腟円蓋に及ぶもの	4,320点
4　直腸裂創を伴うもの	8,200点
Ｋ８９７　頸管裂創縫合術（分娩時）	4,900点
Ｋ８９８　帝王切開術	
1　緊急帝王切開	22,160点
2　選択帝王切開	22,160点
3　前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合	24,520点
Ｋ８９９　胎児縮小術（娩出術を含む。）	3,220点
Ｋ９００　臍帯還納術	1,240点
Ｋ９００－２　脱垂肢整復術	1,240点
Ｋ９０１　子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む。）	2,460点
Ｋ９０２　胎盤用手剝離術	2,350点
Ｋ９０３　子宮破裂手術	
1　子宮全摘除を行うもの	29,190点
2　子宮腟上部切断を行うもの	26,700点
3　その他のもの	14,500点
Ｋ９０４　妊娠子宮摘出術（ポロー手術）	33,120点
Ｋ９０５　子宮内反症整復手術（腟式、腹式）	
1　非観血的	340点
2　観血的	13,820点
Ｋ９０６　子宮頸管縫縮術	
1　マクドナルド法	1,740点
2　シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
3　縫縮解除術（チューブ抜去術）	1,500点
Ｋ９０７　胎児外回転術	670点
Ｋ９０８　胎児内（双合）回転術	1,190点
Ｋ９０９　流産手術	
1　妊娠11週までの場合	1,910点
2　妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,470点
Ｋ９０９－２　子宮内容除去術（不全流産）	2,000点
Ｋ９１０　削除	
Ｋ９１０－２　内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000点
Ｋ９１１　胞状奇胎除去術	4,280点
Ｋ９１２　子宮外妊娠手術	
1　開腹によるもの	14,110点
2　腹腔鏡によるもの	22,950点
Ｋ９１３　新生児仮死蘇生術	
1　仮死第１度のもの	840点
2　仮死第２度のもの	2,890点
（その他）	
Ｋ９１３－２　性腺摘出術	
1　開腹によるもの	6,280点
2　腹腔鏡によるもの	18,590点
第12款　削除	
第13款　臓器提供管理料	
区分	
Ｋ９１４　脳死臓器提供管理料	20,000点
注　臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ９１５　生体臓器提供管理料	5,000点
第２節　輸血料	
区分	
Ｋ９２０　輸血	
1　自家採血輸血（200mLごとに）	
イ　１回目	750点
ロ　２回目以降	650点
2　保存血液輸血（200mLごとに）	
イ　１回目	450点
ロ　２回目以降	350点
3　自己血貯血	
イ　６歳以上の患者の場合（200mLごとに）	
⑴　液状保存の場合	250点
⑵　凍結保存の場合	500点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mLごとに）	
⑴　液状保存の場合	250点
⑵　凍結保存の場合	500点
4　自己血輸血	
イ　６歳以上の患者の場合（200mLごとに）	
⑴　液状保存の場合	750点
⑵　凍結保存の場合	1,500点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mLごとに）	
⑴　液状保存の場合	750点
⑵　凍結保存の場合	1,500点
5　交換輸血（１回につき）	5,250点
注１　輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。	
2　自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。	
3　骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号Ｄ４０４に掲げる骨髄穿刺又は区分番号Ｋ６０６に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。	